

枚方市と日本生命保険相互会社 京阪支社 との包括連携に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社京阪支社（以下「乙」という。）とは、健康増進、長寿社会の推進、防犯・防災意識の啓発等に向けた連携協力を推進するため、つぎのとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の持つ知恵、情報及び技術を共有し、健康増進、長寿社会の推進、防犯・防災意識の啓発等に向けた取り組みを推進することにより、市民の健康増進、長寿社会の推進及び防犯・防災に関する意識等の改善・伸長を目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- （1） 市政に係る情報発信
- （2） がん・生活習慣病の予防や早期発見への支援
- （3） 高齢者が安心して暮らせる環境づくりへの支援
- （4） 防犯・防災の啓発や災害時における支援
- （5） その他、甲及び乙が必要と認める事項

（連携協力窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、相互に連携協力事項に関する窓口を設置し、協議及び情報交換を行う。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月11日

（甲） 枚方市

市長 伏見 隆

（乙） 日本生命保険相互会社 京阪支社

支社長 村上 潤